

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10 時 05 分）

---

◎議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第 2、議案第 19 号 平成 26 年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 19 号は、平成 26 年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2 番（福本栄一郎君） まず、この後期高齢者というのは、松崎町では対象者は何人くらいいるんですか。教えてくださいませんか。

それと、歳出の・・・全般的に言えますけれども、総務費が 249 万 7000 円ですね。今年度のトータルで。この内容を見ますと、委託料は T K C システム保守点検業務委託が 66 万 5000 円、その下のパソコン借上料が 34 万 1000 円、システム使用料が 5 万 1000 円、その下の委託料がバッチ処理業務委託 78 万 1000 円、これをトータルしますと、いわゆる委託業務ですよ。185 万 6000 円、総務費が 249 万 7000 円の内 185 万 6000 円ほど委託的なものが含まれていますけれども、いわゆる歳出というのは、町長の政策的なことの反映だと思うんです。後期高齢者は法的にはそうなっているでしょうけれども、その辺の・・・、特に委託・・・、パソコンの委託ということは、これはなんとか役場の職員が・・・、何とかならないでしょうか。その 2 点をお伺いします。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、1 点目にございました 7 ページの保険料の関係につきましては、当初 1642 人として計算をしてございます。

それで、ちなみにそれを特別徴収と普通徴収に分けてありますけれども、これは前年に年金の方で納めるか、直接役場で納めるかということを前年の状況によって按分というか、パ

一セントで分けたものでございます。

それと、歳出の方のそのパソコンの関係でございます。委託料が多いということ、ほかの一般会計のときなんかで私も予算書を見ている中で、一部思うんですけれども、その性質によるとと思います。電算システム等につきましては、こちらの方で単純にパソコンの機械を保守しているというよりも、その中のデータによって保険料の計算ですとか、対象になる、ならないとか、この方は74歳から75歳になったときに、制度が変わるとか、いろいろなことがございます。それについて全体にシステムの中で見ているものですから、そちらの方につきましては、このシステムを使うことにより事務の合理化は十分図られていると思いますので、ご了承くださいたいと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（関 唯彦君） この予算を組む上で・・・、ちょっと聞きたいんですけれども、私もちょっと勉強不足のところがあって、教えていただきたいと思います。ちょっと私の勘違いかもしれないんですけれど、この予算の組み方が、ちょっと今まで、ここ数年と違うような感じを受けていて、別の人が予算を組んだのかなというような形がちょっと見えて、私の勉強不足なのかわかりませんが、ちょっと教えてください。申し訳ありませんけれども。

その中で質問なんですけれども、まず、収入の方、これは自主財源の項目と金額、合計ですね。この自主財源の。それが1点。

2点目として、歳出の方で繰入金の対象の項目と金額、その合計。そして、最後に3番目として、先ほど言った収入の自主財源と一般会計の繰入金を足した金額から先ほど歳出の方で繰入金対象額を引いた金額がどうなるのか。そこを教えてくださいませんか。それが3つ目です。

○健康福祉課長（高木和彦君） 予算書の6ページをお願いいたします。今のご質問は、まず、歳入の財源というか、どういうふうに充てられているかというような・・・。

（関議員「自主財源」と呼ぶ）

○健康福祉課長（高木和彦君） 自主財源ということでございますけれども、その中で、6ページにございます。この中で、この会計につきましては、流れとして、後期高齢者の医療費の負担金が・・・、失礼しました。

収入については、連合会の方で松崎町の方は1億円なら1億円を皆さんで負担してくださいときて、その額はそのまま連合会の方にいくということによろしいですね。

それと、町の方から安定基金のやつが2000万円とか何某がもらえますけれども、それにつ

いても県の方に納めるという、そういうシンプルな作りになっています。その中で財源につきましても言ってみますと、保険料と町の方からくる・・。

(関議員「聞いている内容が違う」と呼ぶ)

○健康福祉課長（高木和彦君） 議長、ちょっと整理させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（稲葉昭宏君） もう一度。

○7番（関 唯彦君） 私が聞いている内容とちょっと違うような感じがするので、もう一度言います。

1回目、収入の方の自主財源、その項目と金額。私が計算すると3万円ですけれども、それを教えていただきたいと思います。私が計算すると3万円ですけれども。

それから、歳出の方の繰入金対象項目、そして、その金額。私が計算すると3235万円になるんですけれども、そういうものの項目と合計。

そして・・・、3番目はいいです。後で聞きますから。そこを聞きたいんですけれども。

○議長（稲葉昭宏君） 暫時休憩します。

(午前10時21分)

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時53分)

---

○議長（稲葉昭宏君） 質疑を続けます。

○健康福祉課長（高木和彦君） まずは、関議員のご質問に対して適切に回答できなかったため、皆さまをお待たせし、また不信感を与えたこと、深くお詫び申し上げます。

別室におきまして、関議員と質問の内容について細かくいただき、また、どういう点がおかしいのかというご指摘もいただきました。

この予算の編成のときに当然収入支出について財源がいくらにあたるかというのを見直しをしながらやっていくわけですが、こちらの調整をするときに歳入歳出なんかの整合性なんかも取らなければいけないということもあったものですから、いろいろなものを6万9000円、先ほどの話の中で関議員の方で6万9000円合わないよというご質問がありましたけれども、これは私どもの方も6万9000円調整しなければならないという数字については把握してございました。

そこですぐに説明すれば良かったんですけれども、先ほど申し上げたように、歳入歳出を

調整するために財源の中で、書類上は動いてきませんけれども、財源として、考え方として、どこにいくらを何に充てるという考え方をきちんと説明できなかったことがございます。大変皆さんをお待たせして申し訳なかったところ、関係員に対してもご指導くださいましたことをお礼を申し上げます。

○議長（稲葉昭宏君） 関君、いいですか。

（関係員「はい」と呼ぶ）

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（鈴木源一郎君） 本会計年度に保険料をアップするという説明はされて、3万7000円の基礎額に600円プラスするという話と7.39だったか、パーセンテージを言って所得割か何かのアップもするという話で、2年に1回の見直しのわけですけど、この7.39とか言った数字の分母といいますか、母体になるものは、なんでそういう算定になるんだね。その関係をもう少し立ち入って説明をもう一遍していただきたいというのが一つと、あと、情報で見ると、東京都などもかなり値上げ幅が広いもので、10パーセントとか、何とかという値上げはされる可能性があるもので、財政安定化基金というのがあって、そこから何百億とかを出して、それで幅を狭めたというわけですけども、財政安定化基金というのは、この予算の中には出てこないわけですけども、どんな内容のもので、この県の会計の方にプールされているものか、どこか、そこらの説明もしてください。

○健康福祉課長（高木和彦君） 7ページの所得税の改正、その分母の数字ということでございましたけれども、分母というよりも、もとの算定する上のこの7.57パーセントというのは、所得から基礎控除を引いたもの、その所得に対して7.57にしますよというようなことでございます。あと、質問はなかったかもしれませんが、均等割につきましては、3万7900円から600円を上げさせていただいたと・・・。

これにつきましては、この決定というのは、ちょっと触れましたけれども、県全体で高齢者の金額を算定して、そこからあとは国庫補助ですとか、県の補助ですとか、そういうものを全部引いて、残りを47万人の高齢者で均等に分けてという数字でございますので、ご理解いただきたいと思います。

国民健康保険につきましては、その変動なんかに対応するための財政安定化の基金がありますけれども、こちらの後期高齢者につきましては、あくまで県といいますか、連合会がその基になりますので、そちらの方の連合会の方では、この財政安定基金の方でいろいろな調整をしています。

○ 10 番（鈴木源一郎君） 7.39のパーセンテージですが、個別の加入者の、後期高齢者の加入者のいわゆる所得にかける7.39というふうな掛け算で答えを出すということなのかな。

介護保険などと違って、第1段階から第5とか第6段階まであって、それぞれのあれがあるというのと違って、個別に出すということでしょうか。現行は何パーセントになりますか。7.39のパーセンテージは。

それから、安定化基金というのは、どこかで積むということだろうけれど、ここに表れてこないというのは、基金を積み立てる原資はやはり各加入している市町にあると思われるわけだけど、予算の項目に表れてこないというのは、どこからそれが捻出されて、財源が、基金が蓄えられていくのか、もう一遍説明を。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、保険の改正の内容ですけれども、所得割が7.39から7.57に改正されたものでございます。この考え方は、国民健康保険税と全く同じでございます。所得に対して国民健康保険の場合は、何パーセントとかという、所得に応じて課税されるということでございます。

例として、介護の方が出ましたけれども、介護の方はもう少し簡単な制度で、その所得に応じて1段階の方は・・・、4段階の方が基本的に4400円で、所得が低い1段階の方はその2分の1の2200円とか、一番高い方は何千円とかいうように、それを6段階に分けているものでございます。

それと、安定化基金の関係ですけれども、この会計はあくまで静岡県全体が保険者になっている関係ですから、私どもの方は言ってみれば、県の出先機関ではないですけれども、出先機関的なものとして、町の方から収入を集める役割があります。それを連合会に納める。事務費についても、各市町が職員を派遣して、そちらの方の一つの組織を持っているわけですから、それについても人数とか、そういうことによって等分に負担しようというものを負担金として送るということでございまして、あとの全体のやり繰りについては、連合会の方で医療機関とも連絡をして、75歳以上の方がこれだけお金がかかりましたよと、こちらは保険料をもらうとか、国からの負担金ですとか、県の負担金なんかも連合会の方で全てやっておりますので、この会計の中に基金的なものを積むという余地はございません。

○ 10 番（鈴木源一郎君） 財政安定基金ですけれども、値上げの中身は7.57にするということで、変更には幅はないわけですがけれども、だけでも、現実には年金の・・・、少ない年金から後期高齢の保険料を差引くもので、元がなくなっちゃうということがあるわけですね。だから、非常に厳しいわけだけど、この今回の値上げで、静岡県の連合会の方はその安定化

基金を作動させて、出して、値上げ幅を抑えるとか何とかということをしたわけですか、していないわけですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 質問の回答が前後になると思いますけれども、その連合会の方で基金の方を活用して保険料の増加を抑えているところでございます。

今回の議案の中の資料として2枚を添付してございますけれども、そちらの方をご覧くださいいただけますでしょうか。資料の方の3ページです。こちらの5として、3ページに保険料ということで…。こちらの保険料の先ほど説明したやつを数値として記載してございます。

それで、鈴木議員が一番やはり心配するのは、低所得の方が非常にまた苦しい状態になるんじゃないかということをご心配されているんじゃないかと思います。

その中で、収入別の保険料額の例を挙げてございます。特に見ていただきたいのが、2番目の月額15万円程度の年金受給者の方、180万円ということになっていきますけれども、こちらの方につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、2割とか5割の負担軽減の幅を増やした関係で、実質的には減ってきます。そういう点では、高収入の方につきましては、こちらの表にあるように、現役並みの方なんかですと、4500円とかというような大きいことになっていきますけれども、中間からもう少し低い方につきましては、今回の改正は有利なものだと思います。

今回、基金の関係、これを使わなかった場合ですけれども、これを使わないでいった場合は、2.86パーセント上げる状態になりましたけれども、投入したことによりまして、この金額で済んでいるものでございます。この率で済んでいるものでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 私は本案に反対いたします。この後期高齢の保険料が2年に一度の見直しということで、この4月から見直しがされるということに基づいて、若干の値上げ

というふうに言えば言えるかと思いますが、値上げをされるということですが、現実には、15万円とか13万円の年金から3万円とか、4万円とか、天引きで差し引いて支給されるというケースが多いわけです。そこの保険料がさらに値上げされるということになりますから、いま課長が説明したように、5割軽減、2割軽減の軽減措置があつて、そういう点では軽減がされる部分も相当あるにはあるだろうけれど、全体としてはやっぱり値上げということになっていって、これを、先行きを考えると、止めどもなく2年に一度のこの見直しのときに値上げされていく可能性が濃いということで、加入者、老人はたまらないということで、私は本案に反対であります。

○議長（稲葉昭宏君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○7番（関 唯彦君） この議案第19号、26年度の後期高齢者医療特別会計なんですけれども、これは県の方から、松崎町独自でやっているわけではなく、県一体で高齢者を支えるという意味合いで作られている特別会計です。そんな中、広域連合の方から言われた金額に則った予算書であります。ただ、歳入と歳出の自主財源また繰入金等の・・・、本当にわからないような形で6万9000円ほど入れられていて、非常にわかりづらかったところがありますので、できれば、その辺を改正していただくことをお願いいたします。

この議案第19号に対して賛成をいたします。

○議長（稲葉昭宏君） これをもって討論を終了します。

これより議案第19号 平成26年度松崎町後期高齢者医療特別会計予算についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---